第七項第二号	法第六十八条の十の二第二項	新租税特別措置法第六十八条の十第二項
第十項の表第七十一条第一項及び第二項第一号ロの項	租税特別措置法第六十八条の十第五項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項
第十項の表第八十一条第二十二項第二号の項	租税特別措置法第六十八条の十第五項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項（以下「旧効力措置法」という。）
第十項の表第八十一条第三十一項の項	租税特別措置法第六十八条の十第五項	旧効力措置法第六十八条の十第五項

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十六条　改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の十の規定の適用がある場合における改正法附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた新法第六十八条の十の規定に基づく新令第三十九条の四十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第一号	相当する金額	相当する金額（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び次項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額を控除した残額）
第五項第二号	相当する金額	相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
第六項第一号	場合には、当該	場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する同条第二項に規定する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第十七条　改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の十の規定の適用がある場合における新法第六十八条の十五の三の規定に基づく新令第三十九条の四十五の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第一号	又は	若しくは
	場合には、当該	場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する同条第二項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの
第一項	同条第一項各号に掲げる規定	同条第一項各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項又は第三項の規定を含む。）
	（同項	（改正法附則第八十条第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十の二第二項
第二項	規定にかかわらず	規定（旧効力措置法第六十八条の十第十三項の規定を含む。）にかかわらず
	）に掲げる規定	）に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下「改正法」という。）附則第七十二条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第二項又は第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定を含む。）
	（同項	（改正法附則第八十条第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の十の二第二項
	同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と	同項各号に掲げる規定（旧効力連結措置法第六十八条の十第二項又は第三項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定を含む。以下この条において同じ。）を適用した場合の」と
	まず同項	まず租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項